６　寄附行為の変更（変更内容が届出事項の場合は、寄附行為変更届出書＜様式６＞による）

学　校　設　置　者	県
1　寄附行為変更事由の発生	
2　設置者の県への事前協議	協議 → 県　担　当　者 ← 指導
3　**寄附行為変更認可申請書**の提出　＜様式２＞ （学校等の設置、高等学校の課程又は学科の設置、専修学校の課程の設置に係るものは、開設の前年度の９月 30 日まで提出すること。）	申請 → 受　理　・　審　査
設　置　者	← 通知　4　寄附行為変更認可
5　変更内容の登記 （次の事項に変更があった場合に限る。） (1) 法人の組織 (2) 法人の目的 (3) 法人の名称 (4) 事務所の所在地 (5) 法人の解散事由 (6) 設置する学校等の名称	注１
6　**登記完了届**の提出 ＜様式９＞	届出 → 受　理

（注）１　変更内容が登記事項にかからないものである場合は、５～６の手続は不要である。
　　　２　学校等の設置及び廃止を行う場合は、手続を同時に行う必要がある。